

東村山市国際友好協会会則

(名 称)

第1条 本会は、東村山市国際友好協会（以下「協会」という。）と称し、事務所を東村山市市役所内に置く。

(目 的)

第2条 協会は、世界の平和を愛する人々と、教育・スポーツ・文化等のあらゆる分野の交流を通して、友好の絆を強め市民の国際意識の高揚を図り、平和に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 教育・スポーツ・文化等に関する交流
- (2) 各種友好親善活動の計画及び実施
- (3) 姉妹都市提携事業の推進
- (4) 国際意識の高揚に関する事項
- (5) その他必要な事項

(会 員)

第4条 協会は、第2条に定める目的に賛同する、市内に居住若しくは在勤する者又は市内に住所を有する法人その他の団体若しくはその団体に所属する者をもって構成する。ただし、会員である者が本項に定める条件を満たさなくなった場合であっても、協会の会員たる資格を失わない。

2 会員の種類は、次のとおりとし、その区分に従い、次条に定める会費を納めるものとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

(会 費)

第5条 会費は、次の2種類とし、その額は別表に定めるとおりとする。

- (1) 正会員会費
- (2) 賛助会員会費

(役 員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 会計理事 2名
- (5) 総務理事 2名
- (6) I T担当理事 若干名
- (7) 監 事 2名

2 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員が任期中に交替したときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。

(役員)の誠実義務等)

第7条 役員は、法令、会則及び細則並びに総会及び役員会の決議に従い、誠実にその職務を遂行するものとする。

2 役員は、任期中知り得た会員その他の関係者の個人情報、その他プライバシーに係わる内容を、他に漏らしてはならない。任期が終了した後においても、同様とする。

(職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表して、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。
- (3) 常任理事は、常置委員会の委員長又は副委員長の任にあたり、事業等の企画、運営を行う。
- (4) 会計理事は、会計事務を掌る。
- (5) 総務理事は、調査調整等総括庶務にあたる。
- (6) IT担当理事は、主として公式ホームページの管理にあたる。
- (7) 監事は、会計監査を行う。

(役員候補者の決定及び選考委員会)

第9条 任期満了に伴う役員改選は、選考委員会において役員候補者を決定し、役員会の承認を経て総会の決議により行う。

2 選考委員会は、原則として役員任期が満了する年度の9月に、会長が招集する。

3 選考委員会の委員の定員は7名とし、その構成は次のとおりとする。

(1) 四役(第10条第2項に定める四役会の構成員(ただし、常任理事の代表者を除く。)をいう。以下同じ。)のうち副会長1名、及びその他の四役(会長を除く。)1名

(2) 第12条第2項に定める各常置委員会(会員拡充委員会を除く。)の委員から各1名ずつ

4 前項第1号に定める選考委員会の委員は四役の協議により、前項第2号に定める選考委員会の委員は各常置委員会の委員の協議により、それぞれ決定する。

5 選考委員長、選考副委員長、及び書記は、選考委員の互選により決定する。

6 選考委員会における役員候補者の決定方法は、細則において定める。

(四役会)

第10条 協会の円滑なる運営を図るため、四役会を置く。

2 四役会は、会長、副会長、常任理事の代表者、会計理事、総務理事、及びIT担当理事をもって構成する。

3 前項に定める常任理事の代表者は1名とし、各四役会ごとに、常任理事の協議により決定する。

4 四役会は、必要に応じ、会長が招集する。

(役員会)

第11条 協会の事業計画・運営方針などを策定するため、役員会を置く。

2 役員会は、会長、副会長、常任理事、会計理事、総務理事、IT担当理事及び監事をもって構成する。

3 役員会は、年4回以上開催するものとし、会長が招集する。

(委員会)

第12条 協会の事業を推進するため、委員会を置く。

2 常置委員会は次のとおりとし、各常置委員会の担当する事業は各号に定めるとおりとする。

- (1) 学生受入委員会 姉妹都市から派遣される学生の受入れ等に関する事業
- (2) 派遣委員会 姉妹都市に派遣する学生の選考、研修その他学生派遣等に関する事業
- (3) 英会話委員会 協会が主催する英会話講座の運営等に関する事業
- (4) 広報委員会 協会の広報及び広報紙の編集・発行等に関する事業
- (5) 会員交流委員会 会員の福利厚生及び会員相互間の交流等に関する事業
- (6) 会員拡充委員会 会員の拡充及び会費の徴収等に関する事業

3 前項に定めるもののほか、必要に応じ、臨時に特別委員会を設けることができる。

4 委員会の委員は、会員の中から、選定する。

5 委員会の委員長は選考委員会の決定により、副委員長は委員の互選により、それぞれ決定するものとし、役員会及び総会の承認を経て会長が任命する。この場合において、副会長、会計理事、総務理事及びIT担当理事が委員会の委員長を兼務することを妨げない。

6 会長は、四役の中から各委員会の担当理事を指名する。

7 委員会は、委員長が招集する。

8 各委員会は、必要に応じ、他の委員会の協力を要請することができる。

9 各委員会は、相互の協議により、各委員会間の連絡調整会議を設けることができ、会長が招集する。

(委員の誠実義務等)

第13条 第7条第1項及び第2項の規定は、委員会の委員（第9条第3項に定める選考委員会の委員を含む。）に準用する。

(会議)

第14条 協会の会議は、第15条に定める総会及び第11条に定める役員会とし、会長が招集する。

2 会議の議事は、総会及び役員会ともに出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第15条 総会は、会員をもって構成し、年1回、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

3 総会の議長は、会長がこの任にあたる。

4 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告及び決算に関する事項。
- (2) 事業計画及び予算に関する事項。
- (3) 会則の改正に関する事項。
- (4) 第6条に定める役員を選任。
- (5) その他、会長が特に必要と認めた事項。

(名誉会長及び顧問)

第16条 会長は、役員会に諮り、協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 前項に定める者のほか、会長は、必要に応じ、協会に特別顧問を置くことができる。

3 顧問は、会長の要請に応じ、四役会及び役員会等に出席することができる。

(参 与)

第17条 会長は、協会に参与を置くことができる。

2 参与は、協会の運営に関し、必要に応じ忠告及び助言等を行う。

3 参与は、役員として多年に亘り協会の維持・発展に貢献し一定の基準に該当した者、又は協会の事業について専門的知識若しくは専門的技術を有する者の中から会長が推薦し、役員会の承認により選定する。ただし、現任の役員及び委員会の委員（会員拡充委員を除く。）は、参与になることができない。

4 参与の任期は、協会を退会した時、若しくは退任の申し出があった時までとする。

5 参与は、会長の要請に応じ、四役会及び役員会等に出席することができる。

(会 計)

第18条 協会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第19条 協会の事務局を市の国際交流事業担当課に置き、協会の運営に必要な事務を掌る。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長は市の国際交流事業担当課長をもって充てる。

(委 任)

第20条 この会則に定めるものを除き、協会の運営に必要な事項は、細則又は会長の定めるところによる。

2 前項に定める細則の制定及び改廃は、役員会の決議により行う。

附 則

1 この会則は、昭和52年11月26日から施行する。

2 昭和52年度の会計年度は第15条第2項の規定にかかわらず、施行日から昭和53年3月31日までとする。

3 昭和52年度における役員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、昭和53年度総会までとする。

附 則

この会則は、昭和54年5月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成2年4月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年6月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年5月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年5月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年5月21日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成29年5月20日から施行する。
- 2 理事評議員会は、平成29年5月20日をもって廃止とする。

附 則

この会則は、平成31年2月14日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年5月20日から施行する。

別 表（第5条関係）

会費の種類	会費の額
正会員会費	1口2千円以上。ただし、学生（専門学校生を含む。）は、千円以上
賛助会員会費	1口1万円以上